

1 議 事 日 程 (第1号)

(令和元年第4回久山町議会9月定例会)

令和元年9月2日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

・ 議員派遣結果

・ 一部事務組合議会に関する事項

福岡県介護保険広域連合議会報告

北筑昇華苑組合議会

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告

粕屋南部消防組合議会報告

・ 平成30年度決算審査報告

・ 平成30年度決算に基づく久山町財政健全化判断比率および資金不足比率の報告について

日程第4 議案第36号 久山町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)

日程第5 議案第37号 久山町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)

日程第6 議案第38号 糟屋郡公平委員会委員の任命同意について (町長提出)

日程第7 議案第39号 糟屋郡公平委員会委員の任命同意について (町長提出)

日程第8 議案第40号 糟屋郡公平委員会委員の任命同意について (町長提出)

日程第9 議案第41号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について (町長提出)

日程第10 議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (町長提出)

日程第11 議案第43号 久山町消防団条例の一部を改正する条例について (町長提出)

日程第12 議案第44号 久山町印鑑条例の一部を改正する条例について (町長提出)

日程第13 議案第45号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

日程第14 議案第46号 平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について (町長提出)

- 日程第15 議案第47号 平成30年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(町長提出)
- 日程第16 議案第48号 平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(町長提出)
- 日程第17 議案第49号 平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
(町長提出)
- 日程第18 議案第50号 平成30年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(町長提出)
- 日程第19 議案第51号 久山町水道事業会計決算認定について (町長提出)
- 日程第20 議案第52号 令和元年度久山町一般会計補正予算 (第2号) (町長提出)
- 日程第21 議案第53号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
(町長提出)
- 日程第22 議案第54号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
(町長提出)
- 日程第23 議案第55号 令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)
(町長提出)
- 日程第24 議案第56号 令和元年度久山町水道事業会計補正予算 (第1号)
(町長提出)
- 日程第25 請願第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に求める意見書採択に関する請願書
- 日程第26 請願第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書

2 出席議員は次のとおりである (10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 会議録署名議員

8番	只松秀喜	9番	久芳正司
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (15名)

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
----	------	-----	------

— 令和元年第4回9月定例会 —

教 育 長	安 部 正 俊	総 務 課 長	安 倍 達 也
健 康 課 長	國 寄 和 幸	会 計 管 理 者	松 原 哲 二
上 下 水 道 課 長	原 之 園 修 司	教 育 課 長	森 裕 子
町 民 生 活 課 長	矢 山 良 寛	税 務 課 長	佐々木 信 一
産 業 振 興 課 長	久 芳 義 則	魅 力 づ くり 推 進 課 長	川 上 克 彦
福 祉 課 長	稲 永 み き	財 政 課 長	久 芳 浩 二
都 市 整 備 課 長	井 上 英 貴		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	中 原 三 千 代	議 会 事 務 局 書 記	篠 原 正 継
-------------	-----------	---------------	---------

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） ただ今から、令和元年第4回久山町議会9月定例会を開会いたします。

初めに、9月定例会開会に当たり、町長よりご挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 9月議会定例会開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに9月定例会を招集しましたところ、議会全員の皆様のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年「7月西日本豪雨」発生からおよそ1年が経過いたしました。近年は毎年のように日本列島のどこかで、大きな自然災害が発生するといった異常と思える気象現象が起きています。今年もまた、先週初めから長崎、佐賀、福岡県に大雨特別警報が出され、死亡者や家屋浸水などの災害も多く発生しています。幸い本町域では、今のところ災害が起きるような状況にまでは至っておりませんが、今後の秋雨前線による気象の変化にも十分注意を払う必要があると考えています。

さて日本では5月1日には令和天皇が即位され、世界の平和と希望に輝く日本の未来を願った令和元年がスタートしたところでございます。しかしながら、ここに来て、世界情勢は、それと裏腹に政治・経済・外交に暗雲が漂っています。8月フランスのビアリッツで開催された、先進7カ国首脳会議いわゆるG7サミットでは、「首脳宣言」なしという、過去に例のない結果をもって閉幕となりました。その要因は、トランプ大統領と欧州諸国首脳との経済問題に対する深い溝を埋めることができなかったことによるものだとされています。思い返せば1989年、米ソの冷戦が終結してから、社会に広まった政治経済のグローバル化の流れは、後進国を先進国が支援し引き揚げ、やがて世界は一つといった人類の社会平和が実現することを、世界の誰もが大いに期待したものであったと私は思っています。思い返せば1989年、米ソの冷戦が終結してから、社会に広まった政治経済のグローバル化の流れは、後進国を先進国が支援し引き揚げ、やがて世界は一つといった人類の社会平和が実現することを、世界の誰もが大いに期待したものであったと私は思っています。思い返せば1989年、米ソの冷戦が終結してから、社会に広まった政治経済のグローバル化の流れは、後進国を先進国が支援し引き揚げ、やがて世界は一つといった人類の社会平和が実現することを、世界の誰もが大いに期待したものであったと私は思っています。思い返せば1989年、米ソの冷戦が終結してから、社会に広まった政治経済のグローバル化の流れは、後進国を先進国が支援し引き揚げ、やがて世界は一つといった人類の社会平和が実現することを、世界の誰もが大いに期待したものであったと私は思っています。

次に、本町におきましては、人口が8,900人台に達してからしばらく伸び悩んでいましたが、7月末にようやく9,000人を超えることができました。新しい住民の増により子供の数も増え小・中学校も活気が出てきたように感じますし、何より来年度実施される国勢

調査の結果に若干の期待を抱かせる状況ができていないかと考えていますが、一方で0歳から2歳児までの待機児童は急増するといった新たな課題も出てまいりました。そのような中、昨年の異常な猛暑に続いて、今年も猛暑日が多い夏となりましたが、学校の冷暖房空調施設整備も6月には完了し、おかげさまで小・中学校の生徒たちには安全で快適な学習環境を提供することができましたことを大変喜ばしく思っています。

さて、本議会は平成30年度久山町一般会計及び特別会計等の決算認定をお願いする議会でもあります。平成30年度一般会計歳出の決算額は、48億672万円余で、予算執行率は約91.5%となりました。平成30年度は新規の大きな投資的事業はありませんでしたが、予算規模の大きな事業としましては、継続して進めてきた総合運動公園整備事業が1億1,100万円余、首羅山遺跡整備事業が1億9,700万円余となっています。一方歳入は、51億7,213万8,000円余で昨年度より総額は、661万6,000円の減となりましたが、町税は9,848万円の増、また、公債費は前年度より7,063万8,000円の減、今年度末の地方債残高も1億8,558万6,000円減少となっています。結果、平成30年度一般会計の実質収支額は、3億883万9,000円余の黒字決算となりました。ただし、財政構造の弾力化を示す経常収支比率は昨年度より若干上がっているなど、まだまだ財政的には厳しい状況にありますが、おおむね適正な予算執行ができたと考えています。が、これもすべて、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力のおかげでありますことを深く感謝申し上げる次第であります。今議会にご提案します案件は、教育委員の人事案件及び平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算認定ほかすべてで21件の議案についてご提案するものでございます。それぞれの議案の詳細につきましては各担当課長に説明をさせますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部文俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、8番只松秀喜議員および9番久芳正司議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部文俊君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から9月13日までの12日間としたいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から9月13日までの12日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部文俊君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

福岡県介護保険広域連合議会の報告を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 福岡県介護保険連合会議会の報告をいたします。

去る令和元年7月22日、令和元年福岡県介護保険広域連合議会第2回定例会議が市内のホテルサンヒルズで開催されましたので、会議の結果等についてご報告をいたします。

本議会で提案された案件は、監査委員の選任に関する同意案件等、全部6つの議案が上程され審議が行われました。

まず、認定第2号及び第3号は、監査委員の選任に関する同意を求めるものでございます。この内、識見を有する者には、前糟屋郡須恵町長の中嶋裕史氏、広域連合議員のうちから選出される者には、上毛町議長の宮崎昌宗氏がそれぞれ選任されました。

次に、承認第1号は、平成30年3月31日限りをもって豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村退職手当組合規約の変更について専決処分したものに関する承認案件であります。承認第2号は、福岡県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村退職手当組合規約の変更について、専決処分の承認を求める案件です。専決処分の内容は平成31年3月31日限り、福岡県環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が脱退すること、ならびに平成31年4月1日からふくおか県中央環境広域施設組合が加入することに伴い、福岡県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し福岡県市町村退職手当組合規約の変更に関する承認案件です。

次に、承認第3号は、福岡県介護保険広域連合本部及び支部の位置及び名称等に関する

条例の一部を改正する条例の制定であります。専決処分の内容は、令和元年7月1日付けで、うきは・大刀洗支部が移転することに伴い、当該条例の別表を改正する承認案件です。承認案件第1号から第3号まではすべて賛成多数で承認されました。

次に、認定第1号は、平成30年度福岡県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算認定であります。平成30年度福岡県介護保険広域連合一般会計の歳入総額は10億8,216万7,477円、歳出総額が10億5,121万346円で、歳入歳出差引額は3,095万131円となり、全額が市町村負担金及び補助金の精算金残金として翌年度への繰越金となります。歳入の主なものは、1款第1項負担金、市町村の負担金で収入済額は8億7,857万9,000円です。2款第1項国庫負担金は、国の低所得者保険料軽減負担金で収入済額は8,471万3,289円です。3款第1項負担金は、県の低所得者保険料軽減負担金で収入済額4,643万9,644円です。7款第1項繰越金は、収入済額が2,877万191円です。8款第2項雑入は、収入済額4,366万4,095円です。主なものは、市町村の低所得者保険料軽減負担金であります。次に、歳出の主なものは、2款第1項総務管理費は、予算額8億9,372万円に対し支出済額は、8億7,444万8,084円の執行で、主なものは本部職員および市町村派遣職員の人件費となっております。3款第1項社会福祉費は、予算額1億9,362万2,000円に対し、1億7,514万578円の執行で、主なものは低所得者特別対策事業費および低所得者保険料軽減負担金の介護保険事業特別会計への繰出金であります。

続きまして、認定第2号、平成30年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。平成30年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計の決算額は、歳入総額700億967万1,564円、歳出総額670億7,555万2,124円で、歳入歳出差引額は、29億3,411万9,440円となっております。歳入から説明します。1款1項介護保険料は、第1号被保険者からの保険料収入で、収入済額154億4,320万1,820円、第2款第1項負担金は、市町村負担金で収入済額89億7,782万5,000円です。4款1項負担金は、国からの介護給付費負担金、収入済額109億4,332万9,768円。4款第2項補助金は、収入済額51億8,270万6,209円で、主なものは、国の調整交付金です。5款第1項支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料負担分で、収入済額169億3,578万2,000円。次に、歳出ですが、1款第3項介護認定審査会費は、支出済額5億4,187万9,829円。2款第1項介護サービス等諸費は、要介護の認定を受けた被保険者の介護給付費で、支出済額は535億4,995万1,910円です。第2款介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けた被保険者の介護予防給付費で、支出済額は22億309万7,768円です。最後に、4款第1項基金積立金は、支出済額が10億9,741万6,813円となっております。内容は、介護給付費準備基金積立金です。認定第1号、2号ともに賛成多数で可決されました。この後3名の議員からの一般

質問が行われ、議会は閉会いたしました。以上、概要についてご説明し報告といたしますが、詳しい内容については議会事務局に關係資料を備えておきますのでご参照いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。

山野議員。

○1番（山野久生君） 去る8月20日に開催された令和元年北筑昇華苑組合議会第2回定例会についてご報告いたします。

今定例会は、報告1件、出納検査・監査結果報告。議案は、人事の選任同意案件3件、決算認定1件でした。

議案の内容につきましては、議案第9号から議案第11号。糟屋地区公平委員会委員の選任についてで、糟屋郡公平委員会委員の任期が令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するに当たり議会の同意を求めるもので、古賀市の小河武文氏、志免町の緒方博氏、福岡市の尾畠弘典氏が選任されたことに同意を求めるものでした。3議案とも全員賛成で同意されました。議案第12号は、平成30年度北筑昇華苑組合会計決算の認定についてで、歳入総額3億4,005万6,331円、歳出総額2億7,516万4,451円。歳入歳出差引額6,489万1,880円の決算です。主な歳入は、使用料2億3,177万8,134円、分担金1,885万4,000円です。うち久山町の経常費分担金は15万7,000円、創設費分担金は57万5,000円です。歳出の主なものは、総務管理費1億48万1,989円、葬祭場費1億5,850万3,370円、公債費、1,385万3,354円です。この議案も全員賛成で認定されました。今回の議会定例会に提案されました議案につきまして概要を説明いたしましたが、資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考にしてください。

これで北筑昇華苑組合議会第2回定例会の報告を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 去る7月17日、臨時議会が開催され、地方自治法第103条の規定により議長選挙が実施され、全員賛成で白水英至氏が当選されました。

8月28日、令和元年第2回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会定例会が開催され、今定例会は、平成30年度決算の認定をはじめ、5議案が上程され、全議案原案のとおり可決承認されました。議案の内容につきましては、議案第7号から議案第9号は糟屋郡公平委員会委員の任期満了に伴う委員の選任についてであり、委員として小河武文氏、緒方博氏、尾畠弘典氏の選任同意を致しました。議案第10号、令和元年度一般会計補正予算（第

1号)は、既定の歳入歳出それぞれ3,076万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,756万5,000円とするもので、事務所の照明器具の老朽化に伴うLED取替工事及び負担金補助及び交付金増等で、財源としては、繰越金3,076万7,000円であります。

次に、第11号議案、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額1億4,085万4,792円、歳出総額9,008万7,505円で、昨年に続き花粉発生源対策促進事業を活用した主伐による増収益による歳入歳出差引額5,076万7,287円の決算であります。

以上で糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告といたします。

報告終わります。

○議長(阿部文俊君) 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。

清永議員。

○2番(清永義弘君) それでは、粕屋南部消防組合議会の報告をいたします。

去る6月26日に開催された、令和元年第2回粕屋南部消防組合臨時会及び8月29日に開催された令和元年第3回粕屋南部消防組合定例会についてご報告いたします。臨時会は監査委員の選任同意、専決処分2件、条例改正3件の6議案が上程されました。議案の内容につきましては、議案第7号から監査委員の古賀ひろこ氏の任期満了により、次の監査委員に篠栗町議会議長の阿部寛治氏を選任することに同意を求めるもので、全員賛成で原案に同意可決されました。

専決処分は、議案第8号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合の規約の変更について、および議案第9号粕屋南部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで2件とも全員賛成で承認されました。

改正案は、議案第10号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号粕屋南部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。および議案第12号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての3件で、3件とも全員賛成で原案のとおり可決されました。

また、8月29日の定例会は、諸般の報告のほか、人事案件3件、条例改正1件、決算認定2件、補正予算1件の7議案が上程されました。議案の内容につきましては、人事案件は、議案第13号から議案第15号の糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてで、古賀市の小河武文氏、新宮町の緒方博氏、福岡市の尾畠弘典氏が選任され、全員賛成で同意可決されました。

条例改正は、議案第16号粕屋南部消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてで、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、改正の必要が

生じたための改正で全員賛成で可決されました。

決算認定は議案第17号平成30年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、および議案第18号平成30年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。一般会計は、歳入総額22億5,677万6,761円で、歳入の主なものは、分担金20億9,624万5,000円で、そのうち久山町の分担金は1億5,359万8,459円です。また、歳出総額は22億3,155万7,305円で、歳出の主なものは、消防費18億3,787万3,967円で、公債費3億1,505万6,684円であり、歳入歳出差引額2,521万9,456円です。特別会計は、歳入総額6,923万2,010円で、歳入の主なものは、使用料、3,872万9,117円です。歳出総額は4,900万3,571円で、歳出の主なものは、休日診療所管理費で4,068万8,031円であり、歳入歳出差引額2,022万8,439円です。以上2議案は全員賛成で認定されました。

補正予算は、議案第19号令和元年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）で、既定の歳入歳入歳出予算額に歳入歳出それぞれ305万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,546万9,000円とするもので、歳出は、一般管理費のネットワークソフトウェアの更新業務委託料の増で、その財源となる歳入は分担金となっています。この議案も全員賛成で可決されました。

このほか、1議員が一般質問を行いました。

以上、臨時会および定例会の議会に提案されました議案等について、概要を説明しましたが、資料を議員控室においておきますので、必要があれば参考としていただければと思います。

これで粕屋南部消防組合議会の報告を終わります。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 次に、平成30年度決算審査報告を求めます。

國崎代表監査委員から報告を受けますので、入場していただきます。

〔代表監査委員 國崎英機君 入場〕

○議長（阿部文俊君） 國崎代表監査委員、決算審査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（國崎英機君） おはようございます。

町長から審査に付されました平成30年度の決算につきまして、審査が終了しましたのでご報告をいたします。

なお、審査意見につきましては監査委員2名の合議によるものでございます。

座らせていただきます。

平成30年度決算で審査の対象にしましたのは、一般会計、国民健康保険特別会計、後期

高齢者医療特別会計、草場地区再開発事業特別会計、下水道事業特別会計および水道事業会計でございます。

審査の主眼とその方法でございますが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、並びに関係帳簿、証憑書類について、第1に決算の計数は正確であるか、第2に経理事務は関係法規に適合した処理がなされているか、第3に予算の執行は適正かつ効率的になされているか、以上の点に留意しつつ、関係課長及び担当者の説明を聴取するとともに、例月出納検査等を参考にして審査を行いました。

また、主な事業個所の現地調査を実施いたしております。

次に、審査の期間ですが、6月21日から8月14日まで実施いたしました。

審査の結果、全ての会計において黒字決算であり、収支の均衡は保たれていることを認めます。

また、決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書は関係法令に準拠し作成されており、その計数は関係帳簿と照合した結果、いずれも正確であることを認めますとともに、予算の執行及び関連する事務が適正に処理されていることをご報告いたします。

しかしながら、次に指摘する事項につきましては、今後十分に検討され、適切な措置・改善を図られたいと考えます。

第1点は、町有財産の計画的な処分と管理についてであります。従来の町有財産にさらに幼稚園跡地、上久原区画整理事業での換地等が処分の対象となりました。これらを含めて売却可能である資産については、早急に処分計画を立て自主財源確保の観点から、また維持管理費用の縮減の観点から早急な処分をすべきです。また、維持管理費用の削減の手法の検討もあわせて求めるものです。

第2点は、防災の取り組みについてであります。今年度無線システム整備事業に取り組みましたが、有線放送からどのように変わるかを住民の皆さまにきちんと説明をし、理解していただくことが必要です。また、新システムを活用した避難訓練を実施し、いざというときの備えをしっかりといただくことを求めるものです。

第3点は、国民健康保険税の税率についてであります。国民健康保険は平成30年度から仕組みが変わりました。これに伴って税率も引き上げられました。急激な増税を避けるために平成30年度は一般会計から3,500万円の補てんを行っておりますが、これは本来のあり方ではありません。被保険者の方々に現状の理解を求め、国民健康保険制度維持のために必要な税収を確保できるような取り組みを求めます。

以上、3項目について申し上げましたが、平成30年度決算審査意見書に他の項目及び各会計の決算概要につきまして記載をいたしておりますので一読ください。

次に、平成30年度財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率審査についてでございます。

財政健全化審査は、町長から提出されました健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

数値につきましては、後ほど報告があるようですので審査結果についてのみをご報告いたします。

財政指標の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率については、すべての指標で早期健全化基準を下回っており、良好な数値でした。

また、下水道事業特別会計、草場地区再開発特別会計および水道事業会計における資金不足比率につきましても、特に指摘する事項はございませんでした。

以上、平成30年度決算審査報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございました。

國崎代表監査委員、退場ください。

〔代表監査委員 國崎英機君 退場〕

○議長（阿部文俊君） 次に平成30年度決算に基づく久山町財政健全化判断比率および資金不足比率について報告を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） ご報告いたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項および第22条第1項の規定により、平成30年度久山町の財政健全化判断比率および平成30年度久山町公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会にご報告いたします。

初めに、審査に付された健全化判断比率ですが、これは地方公共団体の財政状況をあらわす指標であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の4指標でございます。

まず、実質赤字比率の状況でございますが、地方公共団体の最も主要な一般会計に生じている赤字の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたもので、本町の一般会計は黒字のため比率は算定されず、早期健全化基準値の15%を大きく下回っている状況でございます。

次に、連結実質赤字比率の状況でございますが、下水道など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合であらわしたもので、一般

会計、特別会計、企業会計全会計ともに黒字のため比率は算定されず、早期健全化基準値の20%を大きく下回っている状況でございます。

次に、実質公債費比率の状況でございますが、地方公共団体の借入金の返済額の大きさを財政規模に対する割合であらわしたもので、13.4%となっております。昨年度よりも0.3ポイント改善しており、早期健全化基準値の25%を下回っている状況でございます。

次に、将来負担比率の状況でございますが、地方公共団体の借入金など現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合であらわしたもので、56.2%となっております。昨年度よりも5.7ポイント改善している状況で、早期健全化基準の350%を大きく下回っている状況でございます。結果として今申し上げました4指標とも全て早期健全化基準値を下回っていることから、良好な財政運営が図られている状況であると判断されます。

続きまして、審査に付された資金不足比率ですが、これは公営企業の経営状況の深刻度を示す指標でございます。まず地方公営企業法を適用する久山町水道事業会計でございますが、黒字のため資金不足比率は算定されず、経営健全化基準値の20%を大きく下回っております。また、地方公営企業法を適用しない久山町草場地区再開発事業特別会計と、久山町下水道事業特別会計は、ともに資金不足比率は黒字のため算定されず、経営健全化基準値の20%を大きく下回っており、全ての会計で良好な状況でございます。

以上で平成30年度久山町財政健全化判断比率および平成30年度久山町公営企業の資金不足比率の報告を終わります。

○議長（阿部文俊君） これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第36号 久山町教育委員会委員の任命同意について

日程第5 議案第37号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第36号久山町教育委員会委員の任命同意についてと、日程第5、議案第37号久山町教育委員会委員の任命同意については関連議案のため、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） ご説明いたします。

議案第36号並びに議案第37号につきまして一括してご説明をいたします。議案第36号につきまして、本案は、阿部榮子教育委員の任期が令和元年10月5日をもって満了となるため、後任委員の任命同意について提案するものでございます。任命の同意をお願いいたします方は、氏名、阿部榮子。住所、糟屋郡久山町大字山田1586番地3。生年月日、昭和

24年8月4日。平成27年10月6日から教育長職務代理者として1期4年間を務めていただいております。教育委員として適任であると考えておりますので、今回再任をお願いするものでございます。

次に、議案第37号、本案は、現在教育委員会委員であります北村昇子氏の任期が令和元年10月5日をもって満了となるため、後任委員の任命について提案するものでございます。今回新たに任命同意をお願いする方は、氏名、鷹野哲寛。住所、糟屋郡久山町大字久原2566番地。生年月日、昭和33年9月14日。経歴等拝見いたしますと、教育委員として識見、人格ともに申し分なく、最適任であると考えております。なお、選任理由等の詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます、ご説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第38号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

日程第7 議案第39号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

日程第8 議案第40号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第38号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてから日程第8、議案第40号糟屋郡公平委員会委員の選任同意については関連議案のため、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議案第38号、第39号、第40号の糟屋郡公平委員会委員の選任同意について一括してご説明をいたします。議案第38号から議案第40号の3議案につきまして、糟屋郡公平委員会委員3名の任期が令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するに当たり糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。今回新たに選任同意をお願いいたします方は、氏名、小河武文。住所、古賀市日吉2丁目19番6号。生年月日、昭和24年6月29日。次に、氏名、緒方博。住所、糟屋郡志免町志免中央1丁目11番1号。生年月日、昭和24年8月20日。次に氏名、尾島弘典。住所、福岡市中央区大手門2丁目5番10号ゾンネンハイム大手門214。生年月日、昭和59年11月15日の3名の方でございます。詳細につきましては議案説明会において担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第41号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条

例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第41号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第41号、久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し必要な事項を条例で定める必要があるため提案するものでございます。詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第42号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第42号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、久山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成24年久山町条例第14号）等の規定を整備する必要があるため提案するものでございます。詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第43号 久山町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第43号久山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（安倍達也君） 議案第43号久山町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案は成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関連法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が6月14日に公布され、同法の中で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されたことに加え、所要の規定が整備されたことに伴い、久山町消防団条例（平成18年久山町条例第18号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第44号 久山町印鑑条例の一部を改正する条例について

- 議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第44号久山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

- 町民生活課長（矢山良寛君） ご説明いたします。本案は、久山町印鑑条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。本案は住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が平成31年4月17日に公布されたことに伴い、久山町印鑑条例（昭和61年久山町条例第20号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第45号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第45号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

- 福祉課長（稲永みき君） 議案第45号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案は、子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の公布に伴い、久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年久山町条例第9号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第46号 平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第46号平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第46号平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。本案は、平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算について、監査委員による審査が終了いたしましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。歳入合計51億7,213万7,526円、歳出合計48億671万9,782円、歳入歳出差引額、3億6,541万7,744円、翌年度への繰越額3億6,541万7,744円でございます。財源となります歳入は総額で対前年661万6,763円の減額で、前年対比約0.1ポイントの減となりました。経常一般財源等収入合計は30億1,251万4,885円で、歳入総額の約58.2%を占める割合でございます。前年度より増額した歳入の主たるものは、町税が23億768万4,260円で、対前年9,848万365円、国庫支出金が5億1,725万7,517円で、対前年1億720万9,854円、繰越金が5億2,911万6,436円で、対前年1,310万9,030円。繰入金が1億5,060万円で、対前年1億4,970万円、寄附金が8,464万7,108円で、対前年3,105万272円などでございます。

一方で前年度より減額した歳入の主たるものは、地方交付税が4億820万2,000円で、対前年6,160万1,000円、県支出金が2億380万4,585円で、対前年3,998万69円、諸収入が1億4,127万4,150円で、対前年2,846万6,059円、財産収入が1億1,330万7,607円で、対前年1億9,701万3,975円などでございます。

次に歳出ですが、総額で対前年1億5,708万1,927円の増額となり、前年対比約3.4ポイントの増でございます。歳出を目的別に見ますと、前年より減額となったのは、衛生費、農林水産業費、教育費、公債費でそれ以外は全て増額でございます。増額した主たるもの

は、総務費が10億3,718万3,549円で、対前年1億7,821万8,085円。民生費が10億9,321万4,294円で、対前年1,687万2,297円。土木費が5億3,519万9,146円で、対前年3,644万2,367円。消防費が2億1,673万7,640円で、対前年2,375万4,105円。諸支出金が4,969万9,200円で、対前年4,940万7,680円などとなっております。詳細につきましては議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第47号 平成30年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第15、議案第47号平成30年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第47号、平成30年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてのご説明をいたします。本案は、平成30年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。決算の概要につきましては、財源となります歳入の主なものといたしまして、国民健康保険税1億7,148万1,506円、県支出金6億5,345万6円、繰入金1億1,146万7,258円、繰越金101万6,819円、諸収入5,182万7,451円、

（4番佐伯勝宣君「頼むよ」と呼ぶ）

すみません失礼しました。訂正させていただきます。繰越金463万7,550円、諸収入101万6,819円、歳入合計の9億4,211万1,900

（4番佐伯勝宣君「マイク」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯君。静かにしなさい。

○町民生活課長（矢山良寛君） 歳入合計、

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、調整してますのでちょっと待ってください。

○町民生活課長（矢山良寛君） いいですか。歳入合計9億4,211万1,939円となっております。続きまして、歳出の主なものといたしましては、総務費2,305万8,564円、保険給付費6億4,349万4,141円、国民健康保険事業費納付金8,370。失礼いたしました。国民健康保険事業費納付金2億4,251万5,013円、共同事業拠出金126円、保健事業費657万3,863円、諸支出金1,615万8,160円、合計の歳出合計9億3,179万9,867円。歳入歳出差引額1,031万

2,072円。翌年度への繰越金といたしまして、1,031万2,072円となっております。詳細につきましては議案説明会におきましてご説明させていただきますので審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 町民生活課長に申し上げます。説明は間違いないところの説明をきちんと報告していただきますよう、お願いします。

○町民生活課長（矢山良寛君） はい、失礼いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第48号 平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議案第48号平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第48号平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。本案は、平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。決算の概要につきましては、この財源の歳入の主なものといたしまして、後期高齢者医療保険料1億971万310円。失礼しました。使用料及び手数料7,800円、繰入金3,468万4,594円、繰越金570万8,000円、国庫支出金156万円、歳入合計といたしまして、1億5,167万704円となっております。歳出といたしましては、総務費841万5,457円、後期高齢者医療広域連合納付金1億3,802万3,097円、諸支出金1,900円。歳出合計といたしまして1億4,644万454円、歳入歳出差引額が523万250円となり、翌年度繰越金といたしまして523万250円となります。詳細につきましては議案説明会におきましてご説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第49号 平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第17、議案第49号平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

- 財政課長（久芳浩二君） 議案第49号平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。本案は、平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員による審査が終了いたしましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号および第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。歳入合計1億7,115万8,936円、歳出合計1億6,710万2,324円、歳入歳出差引残額405万6,612円、翌年度への繰越額405万6,612円でございます。歳入の主たる財源は、一般会計繰入金で1億6,938万2,000円でございます。次に歳出ですが、主たるものは、宅地造成および上下水道工事請負費で1億4,119万560円、工事設計および開発申請等委託料で1,264万6,800円、事業推進業務委託料1,138万5,360円などでございます。詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第50号 平成30年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（阿部文俊君） 日程第18、議案第50号平成30年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

- 上下水道課長（原之園修司君） 議案第50号平成30年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。本案は、平成30年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。平成30年度の決算は、歳入合計5億9,509万4,252円、歳出合計5億4,697万375円で、歳入歳出差引残額は、4,812万3,877円です。なお、この歳入歳出差引残額は、久山町公共下水道事業について、平成31年4月1日から地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による久山町公共下水道事業会計へ引き継ぐものでございます。事業の進捗状況ですが、下水道管の布設延長は、年度中に1.4km完成いたしまして全体で68.3km、処理区域面積は4.0ha増となりまして、全体で313.1ha。認可面積区域に対しまして67.8%の進捗率です。行政人口に対する処理区域内人口の割合の下水道普及率は、94.6%となっております。詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第51号 平成30年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第19、議案第51号平成30年度久山町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） 議案第51号平成30年度久山町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。本案は、平成30年度久山町水道事業会計決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。平成30年度末給水人口は8,814人で、前年度と比べて142人増加しております。普及率は、年度末人口8,963人に対しまして98.3%、また配水量106万1,716<sup>m</sup>³に対しまして有収水量104万6,342<sup>m</sup>³で、有収率98.5%となっております。剰余金につきましては、平成30年度剰余金6,930万6,745円と、前年度までの未処分利益剰余金2億570万5,380円を足した平成30年度久山町水道事業会計未処分利益剰余金2億7,501万2,125円につきましては処分は行わず、全額を繰り越すものでございます。決算といたしましては、収益的収入の決算は、水道事業収益2億7,650万2,749円で、収益的支出の決算は、水道事業費用2億343万8,814円であり、収益的収支差引額は7,306万3,935円となっております。また、資本的収入の決算は、負担金として6,253万3,397円で、資本的支出の決算は、1億6,351万9,234円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億98万5,837円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額462万4,240円、過年度損益勘定留保資金108万7,863円、当年度損益勘定留保資金8,828万6,634円および建設改良積立金698万7,100円で補てんいたしております。詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第52号 令和元年度久山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第20、議案第52号令和元年度久山町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第52号令和元年度久山町一般会計補正予算（第2号）をご説明いたします。本案は、令和元年度久山町一般会計補正予算（第2号）をお願いするもの

でございます。既定の歳入歳出予算の総額53億8,073万3,000円に歳入歳出それぞれ1億2,703万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億776万9,000円とするものでございます。歳出の増額した主たるものは、人事異動や昇格による人件費等として全体で1,225万3,000円、オリーブ栽培事業費759万6,000円、子育て支援事業費2,988万3,000円、農業施設管理費423万1,000円、生活環境基盤整備事業費400万円、道路維持費1,420万円、橋梁維持費600万円、道路新設改良費980万円、公園管理費953万円、教育振興一般経費1,198万4,000円の増などでございます。一方、減額した主たるものは、児童福祉施設運営費613万3,000円、福岡市東部伏谷埋立場関連整備基金費600万円の減でございます。財源となります歳入は、国県支出金、繰越金、臨時財政対策債などでございます。詳細につきましては議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第53号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第21、議案第53号令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第53号令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）のご説明をいたします。本案は、令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額10億1,456万8,000円に歳入歳出それぞれ783万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億673万3,000円とするものでございます。歳出補正といたしましては人件費の783万5,000円の減額でございます。そのための財源であります歳入補正といたしましては、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金を同額減額するものでございます。詳細につきましては議案説明会におきましてご説明させていただきますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

なお、元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は平成31年度久山町国民健康保険特別会計予算の名称を令和元年度久山町国民健康保険特別会計予算とし、予算書における年度表記については、平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様といたします。

以上、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第54号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第22、議案第54号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第54号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）のご説明をいたします。本案は、令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額1億5,338万9,000円に歳入歳出それぞれ528万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,867万6,000円とするものでございます。歳出補正の内訳といたしましては、人件費の共済費負担金の5万8,000円の増額と、後期高齢者医療広域連合納付金の522万9,000円の増額でございます。そのための財源であります歳入補正といたしましては、繰入金の5万8,000円の繰り入れと繰越金の522万9,000円に対応いたします。詳細につきましては議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

なお、元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は平成31年度久山町国民健康保険特別会計予算の名称を令和元年度久山町国民健康保険特別会計予算とし、予算書における年度表記については、平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様といたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第55号 令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第23、議案第55号令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） 議案第55号令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。本案は、令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、既定の公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額4億434万5,000円から731万6,000円を減額し、収益的支出の予定額を3億9,702万9,000円とするものでございます。今回の補正は、平成31年7月1日付けの人事

異動に伴う収益的支出の職員給与費を731万6,000円減額するものでございます。詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

なお、元号を改める政令の施行に伴い施行日以降は、平成31年度久山町公共下水道事業会計予算の名称を令和元年度久山町公共下水道事業会計予算とし、予算書における年度表記については、平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様といたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第56号 令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第24、議案第56号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） 議案第56号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。本案は、令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、既定の水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額2億1,570万7,000円に414万8,000円を増額し、収益的支出の予定額を2億1,985万5,000円とするものでございます。今回の補正は、平成31年4月1日付けの人事異動に伴う収益的支出の職員給与費を414万8,000円増額するものでございます。詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

なお、元号を改める政令の施行に伴い施行日以降は平成31年度久山町水道事業会計予算の名称を令和元年度久山町水道事業会計予算とし、予算書における年度表記については、平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様といたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 請願第2号 安全・安心の医療介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に求める意見書採択に関する請願書

○議長（阿部文俊君） 日程第25、請願第2号安全・安心の医療介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に求める意見書採択に関する請願書を議題とします。

本件について紹介議員より趣旨説明を受けます。

本田議員。

○6番（本田 光君） 安全・安心の医療介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に求める意見書採択に関する請願書について説明をいたします。

医療や介護現場での人手不足がいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療現場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査（2018年日本医労連調査、看護職員9万5,248人分）では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合が59.0%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が45.4%でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7%、健康不安の訴えが67.5%、74.9%の看護師が仕事を辞めたいと思いつながら働いている（日本医労連2017年看護職員の実態調査、3万3,402人分）状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また、介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

従って、

1、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。

①1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

3、患者・利用者の負担軽減をはかること。

4、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

などが必要であり、従って、本請願を付託された委員会、また本会議におきまして会議していただき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、福岡県知事宛てに意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。

以上をもって説明を終わります。

- 議長（阿部文俊君） 本請願は久山町議会会議規則第92条の規定により、総務文教常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26号 請願第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書

- 議長（阿部文俊君） 日程第26、請願第3号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書を議題とします。

本件について紹介議員より趣旨説明を受けます。

本田議員。

- 6番（本田 光君） 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書について説明をいたします。

高齢化がすすむ中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし、医療・介護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着がすすまず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医労連が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」（全国の看護職員3万3,000人の集計）では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割、3人に1人が切迫流産で、流産も1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事をやめたいと感じながら働いている割合が75.2%にも達し、辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」47.7%、次いで「賃金が安い」36.6%という結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

以上の理由から看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用地域とした特定最賃の新設を求めることが必要であります。

従って、本請願を付託された委員会、また本会議におきましても可決していただき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣宛てに意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。

以上をもって説明を終わります。

— 令和元年第4回9月定例会 —

○議長（阿部文俊君） 本請願は久山町議会会議規則第92条の規定により、総務文教常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時3分